◆特定小売事業施設を設置される皆さんへ◆

積極的な地域貢献活動への取組を！！

地域の声を踏まえて地域貢献活動の幅を広げていただくことが求められています

道では、地域商業の活性化に向け、事業者をはじめ、市町村、商店街組織や商工会議所・商工会などの商工関係団体、商業施設の設置者、住民など、関係する皆さんがそれぞれの役割を認識し、連携を強化しながら一体となって、まちづくりに配慮しつつ、地域の実態に応じた取組を推進するため、平成 24 年３月に「北海道地域商業の活性化に関する条例（以下、「条例」）」を制定、また、同年８月、小売事業施設設置者等が行う地域貢献活動を促進するため、条例に基づき「北海道地域貢献活動指針（以下、「指針」）」を策定しています。

条例においては、地域貢献活動の推進は、小売事業施設を設置される皆さんの責務となっており、指針の第４章で提示している「望ましい姿」を参考に、まちづくりに配慮した活発な地域貢献活動への取組が期待されています。

地域貢献活動の望ましい姿（北海道地域貢献活動指針：第4章）

１　地域との連携促進

（１）地域団体、組織への加入
（２）地域との意見交換の推進
（３）地域活動等への支援・協力
　①地域イベントや行事などへの参画、協働　②コミュニティスペースの提供　③地域教育への協力
　④地域の魅力やイベントの情報発信　⑤行政との連携による各種相談窓口の設置の協力
（４）消費生活の安定・経済活性化への協力
　①地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力　②道産品のＰＲや販売促進への協力
　③地域や道内の企業との取引促進

２　地域基盤の形成・維持

（１）地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保
（２）ゆとりある勤労者生活の確保(週休２日制・年末年始休暇等の促進)
（３）従業員の職業能力開発の推進
（４）地域の防犯活動等への参画・協働
（５）地域防災活動等への協力
　①地域の防災訓練等への参画・協働　②災害時の物資の提供　③災害時における緊急避難場所の提供
　④災害時におけるボランティア活動への支援　⑤災害時等の協力体制の整備

３　まちづくりへの協力

（１）市町村等の取組への協力
（２）地域における魅力ある景観形成への配慮
（３）環境美化対策の実施
（４）観光振興の取組
（５）子ども、高齢者、障がいのある人等への配慮

４　環境・エネルギー対策

（１）ＩＳＯ14001 の導入など環境全般への配慮
（２）3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の推進
（３）エネルギー対策の実施
（４）ゼロカーボン北海道の実現に向けた対策の実施

□条例に基づく諸手続について

施設内の店舗面積の合計が6，000㎡を超える小売事業施設（以下、「特定小売事業施設」）を設置される皆さんは、条例に基づき、新設の届出、地域貢献活動計画の提出、地域貢献活動実施状況の報告などの手続が必要です。事前に特定小売事業施設の所在地を所管する各（総合）振興局にご相談ください。

【これから諸手続をはじめる場合】

○　特定小売事業施設を新設する時は、特定小売事業施設新設届出書（以下、「新設届出書」）と地域貢献活動計画書を提出してください。

○　新設届出書は、新設をする日（または規則で定める手続を開始する日）の３カ月前までに提出するよう努めてください。

○　地域貢献活動計画書は、新設する施設が営業を開始する日（新設をする日）の３カ月前までに提出するよう努めてください。

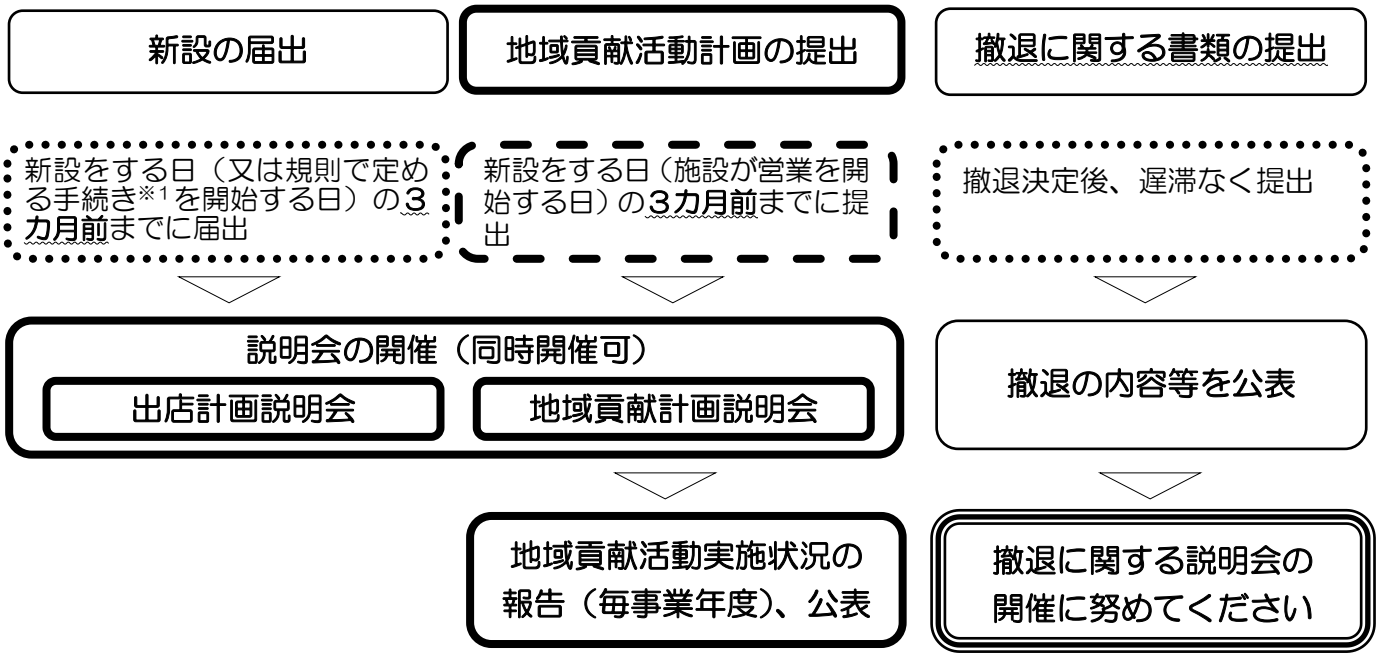

※1　建築基準法、森林法、農地法、都市計画法、大規模小売店舗立地法の関係諸手続です。

○　特定小売事業施設の面積の基準は、床面積からバックヤード等を除いた店舗面積です。（大規模小売店舗立地法の店舗面積と同様です。）

○　地域貢献活動計画書は、概ね３年を目途に見直しに努めてください。（計画を変更した場合は変更後の計画書を提出してください。）

○　地域の皆さんの声を聴く機会として関係市町村から要望があった場合は、地域貢献活動の実施状況に関する説明会の開催や地域貢献活動に関する協定の締結に努めてください。

特定小売事業施設の新設をする場合の手続

1　新設の届出に関する事務の流れ

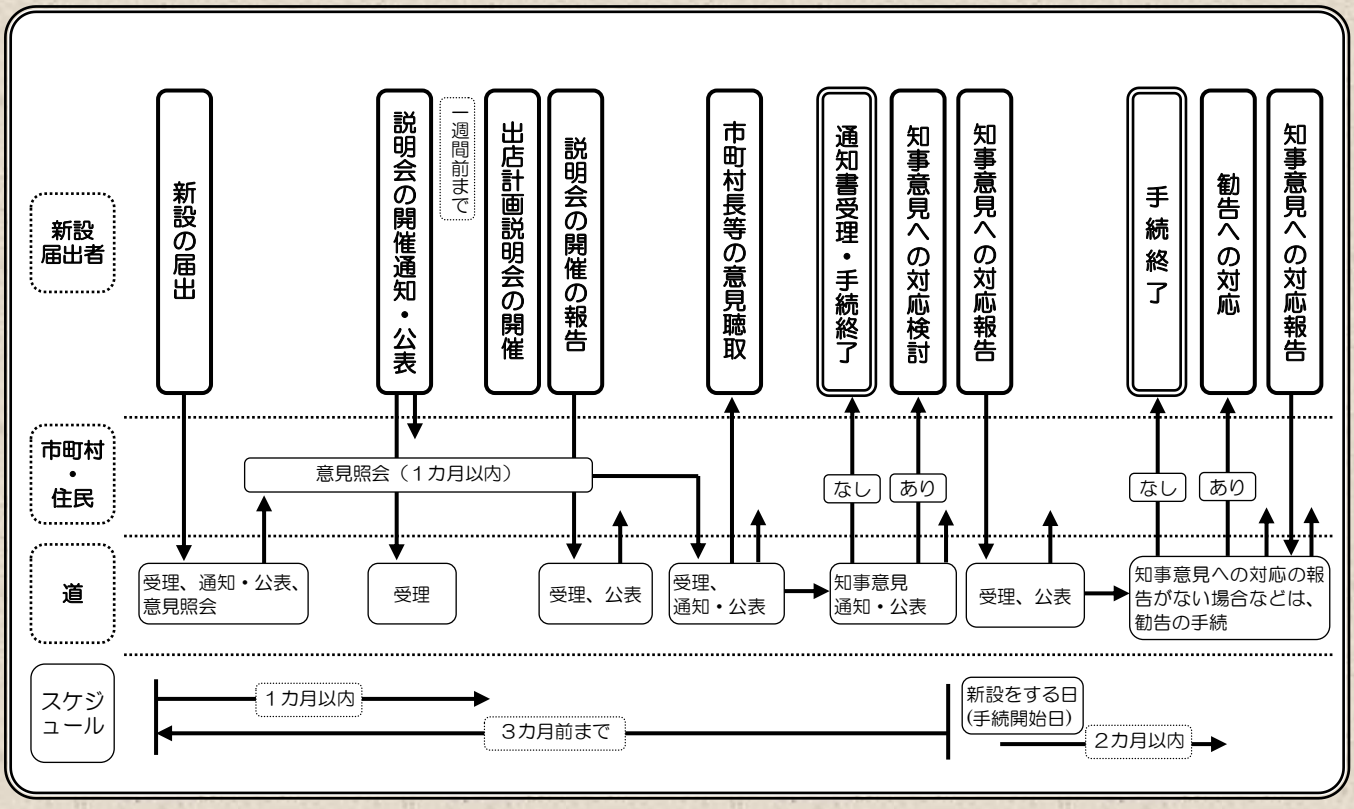

2　地域貢献活動計画に関する事務の流れ

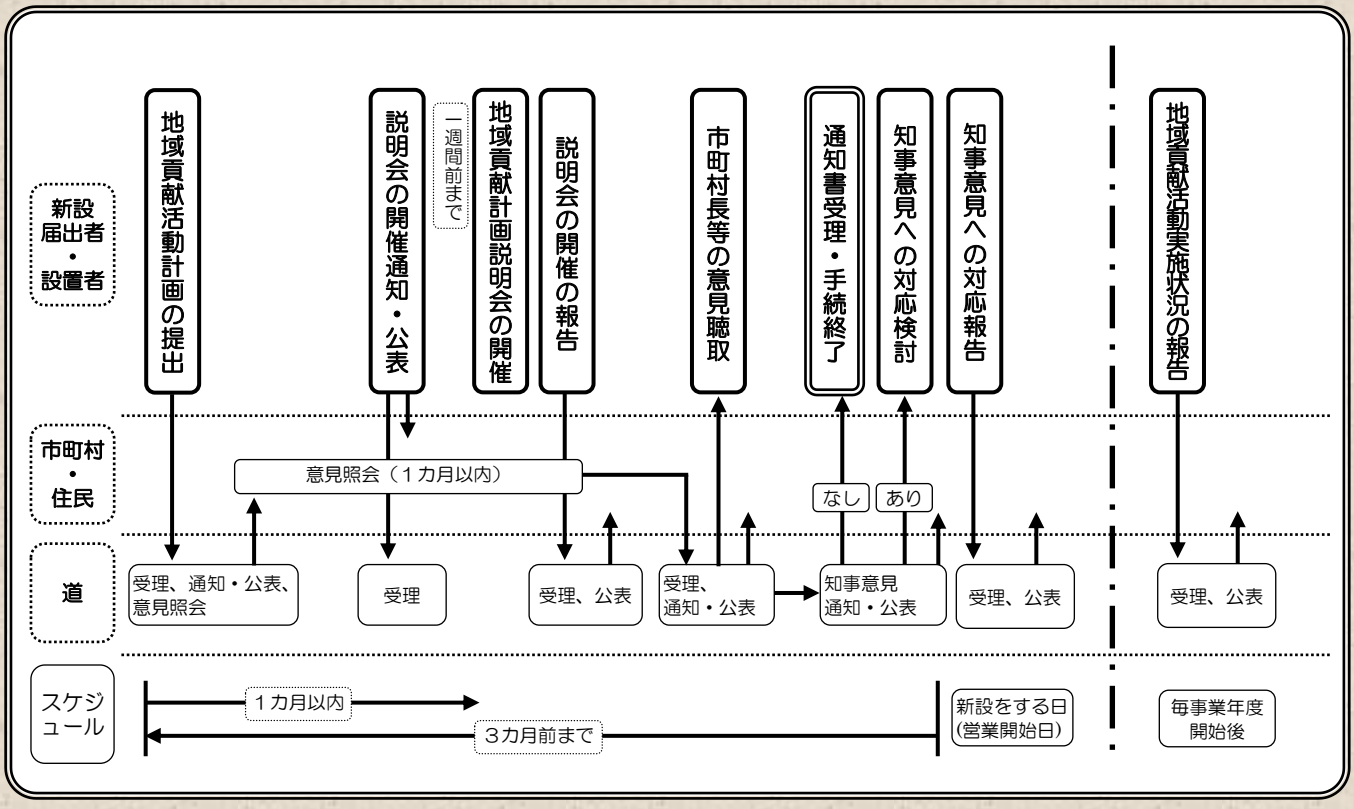

「北海道地域商業の活性化に関する条例」及び条例に基づく手続等については、次の資料等を参考にしてください。各資料等は、北海道経済部地域経済局中小企業課のホームページにおいて、参照及びダウンロードすることが可能です。

〇北海道地域商業の活性化に関する条例
〇北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則
〇北海道地域商業の活性化に関する条例に係る事務取扱要綱
〇北海道地域商業の活性化に関する条例　特定小売事業施設に関する手引
〇北海道地域貢献活動指針

＊条例に係る各種届出等に係るお問合わせ先
特定小売事業施設の所在地を所管する各（総合）振興局または経済部地域経済局中小企業課

【提出・お問合わせ先 】

各（総合）振興局の窓口

担　当　部　課　名	住　　所	電話番号(直通)
空知総合振興局 産業振興部商工労働観光課	岩見沢市８条西５丁目	0126-20-0061
石狩振興局 産業振興部商工労働観光課	札幌市中央区北３条西７丁目 道庁別館	011-204-5827
後志総合振興局 産業振興部商工労働観光課	虻田郡倶知安町北１条東２丁目	0136-23-1362
胆振総合振興局 産業振興部商工労働観光課	室蘭市海岸町１丁目４番１号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局 産業振興部商工労働観光課	浦河郡浦河町栄丘東通 56 号	0146-22-9281
渡島総合振興局 産業振興部商工労働観光課	函館市美原４丁目６番 16 号	0138-47-9459
檜山振興局 産業振興部商工労働観光課	檜山郡江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6641
上川総合振興局 産業振興部商工労働観光課	旭川市永山６条 19 丁目	0166-46-5944
留萌振興局 産業振興部商工労働観光課	留萌市住之江町２丁目１番地２	0164-42-8440
宗谷総合振興局 産業振興部商工労働観光課	稚内市末広４丁目 2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局 産業振興部商工労働観光課	網走市北７条西３丁目	0152-41-0636
十勝総合振興局 産業振興部商工労働観光課	帯広市東３丁目南３丁目１	0155-27-9048
釧路総合振興局 産業振興部商工労働観光課	釧路市浦見２丁目２番 54 号	0154-43-9181
根室振興局 産業振興部商工労働観光課	根室市常盤町３丁目 28 番地	0153-24-5619

北海道経済部地域経済局中小企業課商業振興担当
住所：札幌市中央区北３条西６丁目
電話：０１１－２０４－５３４１

【令和７年４月版】